

「産廃処理・3R等優良事業場認定制度」 ～産廃チェック制度～のお知らせ



◎ 廃棄物指導課からのお願い

日頃は、本市の廃棄物行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。廃棄物に関しては、最終処分場のひっ迫や不法投棄等の不適正処理が後をたたない等多くの問題があり、排出事業者の皆様には適正処理の徹底をお願いしているところです。

産廃チェック制度のチェックシートは、チェックするだけで廃棄物処理法の基準を守れているかどうか分かるものとなっており、すべての事業場における適正処理の助けになればとご用意させていただいております。廃棄物処理についての定期的な確認や、社内の啓発、事務の引継ぎ等にご活用いただければ幸いです。

また、資源の有効活用の観点から、廃棄物は分別・リサイクルが求められております。分別することで、希少金属等、再資源化できる廃棄物もあります。環境負荷の低減に向けた取組は、ややもすれば事業者の皆様には手間をお掛けするものですが、この産廃チェック制度をきっかけとして、循環型社会の構築に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

是非、ご活用ください！



◎ 制度の趣旨 ～産廃を排出する事業場の皆様へ～



産業廃棄物（産廃）を適正に処理する責任は、処理業者に委託する場合であっても、産廃を排出する事業者にあります。その責任を果たすためには、日頃から廃棄物処理法等法令の基準について意識しておく必要があります。

また、廃棄物の3R（発生抑制、リデュース再使用、リユース再生利用、リサイクル）の推進はもちろん、環境への負荷の低減に努めることは、事業者の社会的責務であると言ってもよいでしょう。

このような責任を果たすためには、それぞれの事業場において、基本的な取組ができているかどうかを自ら定期的に点検していただくことが重要となります。そこで、自己チェックに便利なチェックシートを作成しましたので、是非ご活用ください。

また、一定の事業場については、自己チェックの結果を京都市が審査し、「産廃処理・3R等優良事業場」として認定・公表します。該当する事業場の皆様の申請をお待ちしています。

産廃の処理には様々なルールがあるので、チェックシートを使って点検してみよう！



不適正な処理が行われないようにしよう！

処理業者が不法投棄をした場合でも、排出元の責任を問われることがあるよ！

※チェックシート等は京都市のホームページからダウンロードできます。

京都市 産廃チェック制度

検索

◎ チェックシートの種類

1 産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート

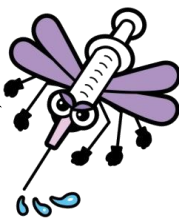
- (1) 基本シート（全事業場が使用） 〈1種類〉＊
- (2) 追加シート（該当する事業場が使用） 〈4種類〉
 - ①「特別管理産業廃棄物」・・・特別管理産業廃棄物を排出する事業場が使用
 - ②「感染性産業廃棄物」・・・感染性産業廃棄物を排出する事業場が使用
 - ③「自社運搬」・・・自社で産業廃棄物を運搬している事業場が使用
 - ④「自社処分」・・・自社で産業廃棄物の中間処理等を行う事業場が使用

2 3Rの推進や環境負荷の低減に向けた取組姿勢に関するチェックシート

（全事業場が使用） 〈1種類〉＊

※ 同封のチェックシートをご利用ください。

医療機関などでは、「基本シート」と併せて「感染性産業廃棄物」のシートもチェック！



3Rの推進等に関するチェックシートは全ての事業場で使ってね！

◎ チェックシートの使い方

【区分】

チェック項目をだまかに分類しています。

それぞれの事業場で該当するチェックシートを使ってみてね！



産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート		チェック欄		主な根拠法令	
区分	チェック項目	通	不達 非該当		
1 保管の基準 <small>（運搬前の保管のほか、自社による積替保管・中間処理に伴う保管についてもここでチェックしてください。）</small>	保管場所の周囲に囲いを設けている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点線内の小項目の()には必ずしも不適があれば、不達の口にチェックしてください。以下同様です。 法第12条第2項 規第8条	
	下記事項を表示した標示板(縦横60cm以上)を設置している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	① 産業廃棄物の保管場所である旨	()	()		
	② 保管する産業廃棄物の種類	()	()		
	③ 管理者の氏名又は名称、連絡先	()	()		
	④ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられる高さの限度	()	() ()		
	⑤ 積替え又は処分等を行う場合は、これらのための保管上限	()	() ()		
	汚水が生じるおそれがある場合は、排水溝等の設備を設け、底面を不透水性の材料で覆っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられる高さの限度を超えていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	ねずみの生息や害虫の発生がないようになっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
石綿含有廃棄物を保管する場合は、他の物と区分(仕切り)を設ける等し、飛散防止のための措置(覆い、梱包等)を講じている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
※飛散・流出、地下浸透、悪臭の発散がないようになっていること。					
2 委託の基準 <small>（業者情報の確認）</small>	積極的に業者情報を収集し、適正処理の確保や3R(減量・リサイクル等)の推進の観点から産業処理を委託する業者を選定している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条第5項、第6項 令第6条の2第1号、第2号	
	産業廃棄物の処理(運搬、処分又は再生)を業として行うことができる者に当該処理を委託し、委託内容がその事業範囲に含まれていることを許可証等で確認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条第7項
3 委託の基準 <small>（契約書）</small>	処理委託した産業廃棄物について、最終処分されるまでの一連の処理が適正に行われるよう、その処理の方法や施設稼働状況を実地で(又はインターネット等を通じて)定期的に確認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条第7項
	委託契約は、運搬、処分又は再生のそれぞれの業者と書面により行い、当該契約書には下記の事項が含まれている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条の2第4号 規第8条の4の2
	① 委託する産業廃棄物の種類、数量	()	()	()	
	② 運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地	()	()	()	
	③ 運搬が積替保管を伴う場合は、その所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限	()	()	()	
	④ 処分等を委託する場合は、その所在地、方法、施設の処理能力	()	()	()	
	⑤ 中間処理を委託する場合は、中間処理後の最終処分場の所在地、方法、施設の処理能力	()	()	()	
	⑥ 委託契約の有効期間	()	()	()	
	⑦ 料金	()	()	()	
	⑧ 受託業者の産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲	()	()	()	
	⑨ 適正処理に必要な情報(性状、荷姿、その他取り扱う際(注意すべき事項))	()	()	()	
	⑩ 適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達方法	()	()	()	
⑪ 委託業務終了時の委託者への報告	()	()	()		
⑫ 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い	()	()	()		
委託契約書には受託業者の許可証等の写しが付添されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条の2第4号 規第8条の4	
委託契約書等は、契約終了の日から5年間保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条の2第5号 規第8条の4の3	
4 委託の基準 <small>（再委託）</small>	再委託が行われるときは、あらかじめ再委託者が委託基準に適合する者であることを受託者に確認し、書面で承認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条の12
	再委託の承諾書の写しは、承認した日から5年間保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条の2第6号 規第8条の4の4

チェックシートの種類が記載されています。

チェックするだけで適正かどうかすぐわかるよ！



【主な根拠法令】

チェック項目の基準が書かれている法令です。

法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

令：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

規：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

その他関係する法律・条例

◎ チェックシートを使ってみて

チェック項目で一つでも不適があった場合

その部分は、残念ながら廃棄物処理法の基準を守れていません。
適正な状態に改善していきましょう！

全項目が適だった場合

- 1 産廃を恒常的に多く排出する事業場の場合
(マニフェストを24枚(電子マニフェストの場合は24回)以上交付)
是非、優良事業場認定の申請をしてください！
- 2 その他の事業場の場合
認定申請はできませんが、事務の引継等にもチェックシートをご活用ください。
今後とも、産業廃棄物の適正処理にご協力ください。

◎ 認定申請をすることができる事業場

継続的・恒常的に産業廃棄物を排出している事業場は、チェックシートを用いた自己チェックの結果について京都市の審査を受け、「産廃処理・3R等優良事業場」として認定を受けることができます。チェック結果の再点検のためにも、是非ご利用ください。
認定を受けた事業場には、認定証をお渡しします。また、京都市のホームページなどで事業場名等を公表します。

1 事業場の継続性

審査を受けようとする年度の6月30日の時点で、直近3箇年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書を京都市に提出していること(電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センターによる報告があること。)

2 恒常的な産業廃棄物の排出

前年度の産業廃棄物管理票の交付枚数(登録回数)が24枚(回)以上あること。

※ 京都市の施設及び3年連続で認定を受けた事業場を除く。

◎ 認定基準

1 産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート

チェックすべき項目の全てに適合していること。

2 3Rの推進や環境負荷の低減に向けた取組姿勢に関するチェックシート

全体で5以上の項目に該当し、かつ、区分ごとに1以上の項目に該当していること。

◎ 産廃チェック制度 認定申請の流れ

① 準備

チェックシートを用意（基本シート，3Rシートはこの冊子に入れ込んでいます。）

↓URLからダウンロード可

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000149942.html>)

② チェック

事業場の現状を確認しながらチェック

③ 申請

すべて「適」であれば申請書とチェックシートを提出

（ただし、「認定申請をすることができる事業場」であること。）

④ 実地調査

市職員が事業場の実地調査を行います。

⑤ 審査・認定

調査結果を審査して問題がなければ認定

HPでの事業場の紹介や，認定証授与式を実施します。

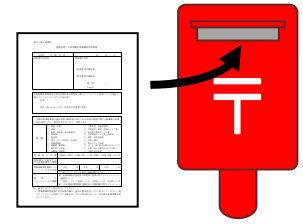
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/1-6-3-8-0-0-0-0-0-0.html>)

⑥ 表彰

3年連続で認定された事業場については，翌年度に表彰

HPでの事業場の紹介や，表彰式を実施します。

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/1-6-3-8-0-0-0-0-0-0.html>)



◎ 申請手続

- 1 受付期間 7月1日～9月30日
- 2 提出書類 申請書，自己チェック後のチェックシート
- 3 提出方法 下記の提出先に郵送又は持参（電子メールでも可）

※ 市の職員が事業場を訪問し，自己チェックの結果を確認します（8月～12月）。

※ 審査結果については，一斉に通知します（12月頃）。

（提出・問合せ先）

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 7 階

電話：075-366-1394 ファックス：075-221-6550

Eメール：hic@city.kyoto.lg.jp

認定を受けると，認定証が
もらえて市のホームページで
も紹介されるよ！



全ての事業場が
自己チェックを習慣に！



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

